

業務及び財産の状況に関する説明書類

第2期 2024年7月1日から 2025年6月30日まで

2025年8月27日作成

監査法人名 よあけ監査法人

所在地 大阪府大阪市北区東天満2-9-3

代表者 岡田裕人

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(目的)

当法人は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務（以下「監査証明業務」という。）
- 財務書類（電磁的記録を含む。）の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(沿革)

2023年7月 設立

2025年7月 上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

(監査証明業務)

第2期は、会社法監査1社、学校法人監査1社、その他の任意監査3社の計5社について監査証明業務を実施しました。

(非監査証明業務)

第2期は、内部統制助言業務等、8社について非監査証明業務を実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

※2025年6月30日在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	一社	一社
②金商法監査	一	一
③会社法監査	1	一
④学校法人監査	1	一
⑤労働組合監査	一	一
⑥その他の法定監査	一	一
⑦その他の任意監査	3	一
計	5	一

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等の数
①大会社等	一
②その他の会社等	8
計	8

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

我々の使命は「社会が真に求める監査関連業務・コンサルティング業務を徹底的に丁寧かつ真摯に提供し、社会の根本を支える」ことにあることを経営理念とし、①職業的専門家であることにプライドを持つ、②監査品質の維持・向上に永続的に取り組む、③変化を受け入れ、進化し続ける、④人と社会を常に支える、⑤仲間とその家族、多様性を尊重する、ことを行動指針としています。

小規模な監査法人であることから、全ての専門要員が密に連携するとともに相互に牽制機能を発揮したうえで、事務所としての品質管理を維持・向上させることを最優先に、我々に求められる監査業務・非監査業務をクライアントとの徹底した対話を通じて機動力をもって提供します。

② 経営管理に関する措置

品質管理規程を最高規範として定め、業務執行に必要な社員会を月に1

回以上開催して経営に関する重要事項を決定し、社員会以外にも全社員によるミーティングを週に1回以上開催するとともにメールやチャット等のコミュニケーションツールを活用して品質管理を始めとした経営に関する情報を常に共有しています。

③ 法令遵守に関する措置

公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則の他、業務に関連する法令、社会倫理の遵守を経営上の最重要事項として捉え、その趣旨を踏まえた監査法人経営に努めることを社員会等を通じて共有しています。

④ その他

該当ありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人では社員会において、専担者として品質管理担当責任者を社員の中から選任しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当法人の品質管理担当責任者は、品質管理システムに関する業務に従事する他、一定の制限のもと個別の監査業務にも従事しています。該当する個別の監査業務が品質管理システムに関する業務において自己レビューとなることが無いよう、専担者以外の者によるレビューを実施しています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）が適用される業務に関して、品質管理システムを整備・運用する責任を有しています。当法人では、主として以下の事項について合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備・運用しています。

- ・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置
ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(職業倫理)

当法人では、当法人及び全ての監査要員が、品質管理規程に基づき、日本公認会計士協会倫理規則第2条に定める、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動の基本原則を遵守すべく、社員会で定期的に職業倫理に関する研修の履修状況の確認を含めて職業倫理について周知するとともに、年次および監査業務ごとの独立性の確認と併せて倫理規則への遵守状況をチェックし、社員会で確認しています。

(独立性)

当法人では、当法人及び全ての監査要員が、品質管理規程に基づき、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定に準拠していることを確認するため、当法人及び全ての監査要員に対して、年次の独立性確認様式に基づく独立性に対する阻害要因の有無をチェックし、社員会で確認しています。加えて、個別の監査業務ごとにも独立性の確認様式に基づく独立性に対する阻害要因の有無をチェックしています。

また、社員のローテーションに関する規程を定め、担当社員等が特定の監査業務に長期間の関与することによって生じる独立性に対する阻害要因に対処するために必要な方針及び手続を定めています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人では、品質管理規程に基づき、必要な情報を入手し、i 当法人が時間及び人的資源など業務を実施するための適正及び能力を有していること、ii 当法人が関連する職業倫理に関する規定を遵守できること、iii 当法人が関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと、を確認のうえ業務に係る契約の締結及び更新の可否を社員会にて決定しています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任は、被監査会社の業種や監査リスクを踏まえ、社員の経験や経験、能力を考慮し、社員会で選任しています。選任にあたっては法人内部業務も含めた業務量にも配慮し、特定の社員に業務が過度に集中しないように留意しています。

監査補助者の選任は、担当業務に関する希望に配慮しつつ、被監査会社の状況と監査補助者の経験、能力を勘案し、担当業務の割当をしています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人では、各社員の年度ごとの報酬を社員の担当業務、品質管理への取り組み等を総合的に勘案し、事業計画並びに事業予測を踏まえたうえで年度ごとに社員会で決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人では、全ての専門要員が公認会計士法及び日本公認会計士協会会則で定める必要なCPD履修単位数を履修していることを、専門要員の研修の履修記録を作成のうえ年度ごとに社員会にて確認しています。

(ウ) その他

該当ありません。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人では、品質管理規程に基づき、職業倫理に関する規定に遵守していない場合や監査上の判断を要する重要な領域で必要となる場合には、当法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議を通じて専門的な問い合わせを行うこととしています。なお、当期において専門的な見解の問い合わせを法人外部に対して行った実績はありません。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人では、品質管理規程に基づき、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、解決のための措置を取り、監査上の判断の相違に関して結論及び対処について適切な文書化を行うとともに、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人では、審査を実施しない監査業務を除き監査業務ごとに社員会で審査担当者を選任しています。

審査担当者は、 i 審査対象の監査業務のチームメンバーでないこと、 ii 審査を実施するための十分な時間を含む適性と能力及び適切な権限を有すること、 iii 我が国における職業倫理に関する規定に準拠していること、 iv 該当する場合には審査担当者の適格性に関する法令の規定に準拠していること、の要件を満たす者から選任しています。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の

整備状況

当法人では、監査調書の管理に関する方針と手続を定め、原則として監査調書はすべて電子化して作成・保存することとしています。監査ファイルは監査契約ごとに監査責任者の管理に基づいて作成し、監査報告書日から60日以内に整理を完了しています。監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理は事務手続に限定し、最終的な整理が完了した監査ファイルのうち電子調書についてはクラウドサーバーで保管し、紙調書については施錠可能な書庫に保管します。最終的な整理が完了した監査ファイルへのアクセス権限は情報セキュリティ責任者および品質管理担当責任者のみに認めています。

(オ) その他

該当ありません。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人では、品質管理システムの整備及び運用を可能にするため情報と伝達に関する品質目標を定めています。当法人では情報管理に関する規程等を設け、情報の適切な活用やセキュリティの維持を図っています。

被監査会社の監査役等との品質管理システムの伝達や協議については、法人所定のフォームを用いて、監査計画の概要説明や監査結果の概要報告に合わせ行うこととしています。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人では、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して監査人の交代に関する監査業務の引継の方針及び手続を定めています。また、監査責任者は引継ぎの状況について品質管理担当責任者に報告をすることとしています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の品質管理システムに関する最高責任は、包括代表社員が負うものとし、品質管理システムの整備及び運用、独立性に係る要求事項の遵守、並びにモニタリング及び改善プロセスに関する責任は、品質管理担当責任者が負うものとしています。また、すべての監査業務において品質管理が最優先されること、品質管理に関する責任は全社員にあることの認識を社員一同で共有しています。なお、包括代表社員及び品質管理担当責任者は、社員会で選任しています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成

を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人では、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）に準拠し、リスク・アプローチにより品質目標を設定しています。また、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし、適用することを品質管理規程に定めています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人では、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めています。当該モニタリング活動は日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動により構成しています。モニタリング活動により識別された不備はその根本原因の分析結果に応じて是正措置をデザインし適用することとしています。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人の包括代表社員は、品質管理担当責任者から品質管理システムのモニタリング結果及び識別された不備事項の評価基準日における是正措置による改善状況の報告を受け、当法人の品質管理システムはその目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると結論付けています。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であり、また監査証明業務は全て当法人の社員及び公認会計士である専門要員のみで行っております。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2

第1項（品質管理レビュー）を受けた年月

該当ありません。

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の包括代表社員が確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当ありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当ありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当ありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当ありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません。

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監

査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当ありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	一人	6人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

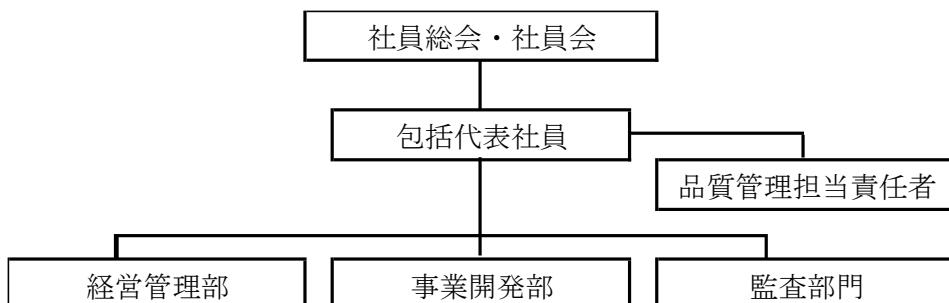
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要な意思決定	6人	一人	6人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			公認会計士である使用人の数	
		社員		公認会計士		
		特定社員	計			
(主) よあけ監査法人	大阪府大阪市北区東天満 2-9-3	6人	一人	6人	12人 ※	
(従) 該当ありません						

※非常勤職員

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位 : 千円)

	第1年度	第2年度
	2023年7月3日～ 2024年6月30日	2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	28,350千円	71,455千円
非監査証明業務	4,510千円	19,331千円
合計	32,861千円	90,786千円

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人のため添付していません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人のため添付していません。

4. 供託金等の額

当法人は無限責任監査法人のため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は無限責任監査法人のため、該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大手会社等に限る。）の名称

該当ありません。